

松田町・寄村合併70周年記念自主事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松田町・寄村合併70周年記念自主事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、令和7年4月1日に松田町・寄村合併70周年を迎えるに当たり、この節目を町全体で祝うため、住民等の自主性・主体性に基づいて行う事業に対して補助金を交付することにより、住民活動及び地域コミュニティを活性化し、個性を活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者、町内に活動拠点のある団体又は企業等（以下「住民等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する住民等は、補助対象者としな

(1) 政治的又は宗教的な活動を目的とする住民等

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある住民等

(3) その他町長が補助することが適当でないと認めた活動を行う住民等

(補助対象事業、補助率、補助要件及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に該当するものとする。また、補助率、補助要件及び補助金額は、別表に定めるところとする。

(1) 補助対象事業は、松田町・寄村合併70周年記念の機運を高める事業であること

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施されること

(3) 誰でも参加可能又は一般公開されるもの

2 補助対象事業費は、各補助対象事業の経費から国、県その他の団体からの補助金等の額を除いた額とする。

3 補助金の額は、補助対象事業費に補助率を乗じた額の千円未満を切り捨てた額とする。

(対象経費)

第5条 対象経費は、第4条第1項に定める助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象経費としない。

(1) 事業実施に直接関係しない経費

(2) 食糧代・飲料代（会議等における飲料代（酒類以外のものに限る。）を除く。）

(3) 施設の維持管理に係る経費

(4) その他町長が適当でないと判断した経費

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者等（以下、「申請者」という。）は、町長が別に定める申請期限までに松田町・寄村合併70周年記念自主事業補助金交付申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定に基づき松田町・寄村合併70周年記念自主事業補助金交付決定通知書（第2号様式）又は松田町・寄村合併70周年記念自主事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を得ること。

(2) 事業を中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得ること。

(3) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。

(申請事項の変更等)

第 9 条 申請者が、前条第 1 号又は第 2 号の承認を得ようとするときは、松田町・寄村合併 70 周年記念自主事業補助金事業変更（中止）等承認申請書（第 4 号様式）により町長に申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、松田町・寄村合併 70 周年記念自主事業補助金事業変更（中止）等承認通知書（第 5 号様式）又は松田町・寄村合併 70 周年記念自主事業補助金事業変更（中止）等不承認通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象事業の完了の日から 1 箇月以内に、松田町・寄村合併 70 周年記念自主事業補助金事業実績報告書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

(確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、交付すべき金額を確定し、松田町・寄村合併 70 周年記念自主事業補助金交付確定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求及び概算払)

第 1 2 条 前条の通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、松田町・寄村合併 7 0 周年記念自主事業補助金交付請求書（第 9 号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、当該補助対象事業の完了前に交付決定額の 6 0 % を上限に補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（ 1 ） 松田町補助金等交付規則又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

（ 2 ） 補助対象事業を実施しなかったとき。

（ 3 ） 申請の内容と事実が著しく異なったとき。

（ 4 ） その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業	事業内容	補助率	補助要件及び補助金額
1 地域住民等を対象とする事業（イベント等）	・事業として、話題性、オリジナル性、将来性があるもの	補助対象事業費の2/3以内	・補助対象事業費は、2万円以上とする。 ・他の補助金と補助内容が重複するものは交付しない。 ・補助金額は、上限7万円とする。
2 商品開発事業			
3 その他	上記1、2に該当しないが、松田町・寄村合併70周年記念の機運を高めると町長が認める事業		